議案第113号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例(平成12年上越市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第95号中「次号に掲げる」を「第97号に掲げる」に改め、「。次号において「長期優良住宅認定手数料の額」という。」を削り、同号の表を次のように改める。

	1	1
建築物の区分	住宅の品質確保の促進等に	その他の場合
	関する法律(平成11年法	
	律第81号)第5条第1項	
	に規定する登録住宅性能評	
	価機関による長期優良住宅	
	普及促進法第2条第4項に	
	規定する長期使用構造等	
	(以下「長期使用構造等」と	
	いう。) であることの確認を	
	行った結果を記載した書面	
	がある場合	
新築をしようとする住宅で一戸建ての	13,100円	42,400円
もの(人の居住の用以外の用途に供す		
る部分を有するものを含む。以下同		
じ。)		
新築をしようとする住宅で戸数が5戸	24,800円	99,400円
以内の共同住宅等(共同住宅、長屋そ		
の他一戸建ての住宅以外の住宅をい		
う。以下同じ。)		
新築をしようとする住宅で戸数が5戸	37,500円	155,900円
を超え10戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が10	59,100円	302,900円
1	1	

戸を超え25戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が25	91,700円	538,400円
戸を超え50戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が50	137,200円	921,800円
戸を超え100戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	229,500円	1,701,000円
100戸を超え200戸以内の共同住		
宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	289,300円	2, 428, 200円
200戸を超え300戸以内の共同住		
宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	327,800円	2, 973, 400円
300戸を超える共同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅(新	18,400円	62,400円
 築の時に長期優良住宅建築等計画の認		
定を受けていない住宅に限る。以下同		
じ。)で一戸建てのもの		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	34,600円	146,400円
数が5戸以内の共同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	53,700円	231,200円
数が5戸を超え10戸以内の共同住宅		
等 等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	86,100円	451,700円
数が10戸を超え25戸以内の共同住		
宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	134,900円	804,900円
数が25戸を超え50戸以内の共同住		
宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	203,200円	1, 380, 000円
数が50戸を超え100戸以内の共同		
住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	341,700円	2, 548, 900円
ı	ı	

数が100戸を超え200戸以内の共		
同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	431,300円	3, 639, 600円
数が200戸を超え300戸以内の共		
同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	489,000円	4, 457, 400円
数が300戸を超える共同住宅等		

第2条中第135号を第140号とし、第122号から第134号までを5号ずつ繰り下げ、同条第121号中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改め、同号を同条第126号とし、同条第112号から第120号までを5号ずつ繰り下げ、同条第111号ア中「第108号」を「第113号」に改め、同号イ中「第108号ア」を「第113号ア」に改め、同号ウ中「第108号イ」を「第113号イ」に改め、同号エ中「第108号ウ」を「第113号ウ」に改め、同号を同条第116号とし、同条中第110号を第115号とし、第109号を第114号とし、同条第108号中「第110号」を「第115号」に改め、同号を同条第113号とし、同条第104号から第107号までを5号ずつ繰り下げ、同条第103号ア中「第101号ア」を「第101号イ」を「第101号イ」を「第101号で、第106号イ」に改め、同号を同条第108号とし、同条中第102号を第107号とし、第101号を第106号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (版) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定(譲受人を決定した場合の申請に係るものに限る。)の申請手数料 1 件につき2,400円
- (M) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請手数料 1件につき2,400円
- 順 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例許可申請手数料 1件につき16万円

第2条中第100号を第102号とし、同条第99号中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同号を同条第101号とし、同条第98号中「長期優良住宅変更認定手数料の額」を「第98号又は前号に規定する額」に改め、同号を第100号とし、同号の前に次の1号を加える。

(99) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料(次号及び第103号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額を申請する戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

建築物の区分	長期使用構造等であること	その他の場合
	の確認を行った結果を記載	
	した書面がある場合	
新築をしようとする住宅で一戸建ての	6,100円	20,700円
もの		
新築をしようとする住宅で戸数が5戸	11,900円	49,200円
以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が5戸	18,300円	77,500円
を超え10戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が10	29,100円	151,000円
戸を超え25戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が25	45,400円	268,700円
戸を超え50戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が50	68,200円	460,400円
戸を超え100戸以内の共同住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	114,300円	850,000円
100戸を超え200戸以内の共同住		
宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	144,200円	1,213,600円
200戸を超え300戸以内の共同住		
宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	163,400円	1,486,200円
300戸を超える共同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で一	8,700円	30,700円
戸建てのもの		
増築又は改築をしようとする住宅で戸	16,800円	72,700円

数が5戸以内の共同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	26,	400円	1	15,	100円
数が5戸を超え10戸以内の共同住宅					
等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	42,	600円	2	25,	400円
数が10戸を超え25戸以内の共同住					
宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	67,	000円	4	02,	000円
数が25戸を超え50戸以内の共同住					
宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	101,	100円	6	89,	500円
数が50戸を超え100戸以内の共同					
住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	170,	400円	1, 2	74,	000円
数が100戸を超え200戸以内の共					
同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	2 1 5,	200円	1, 8	19,	300円
数が200戸を超え300戸以内の共					
同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で戸	2 4 4,	000円	2, 2	28,	300円
数が300戸を超える共同住宅等					

第2条第97号中「次号及び第99号」を「第100号及び第101号」に改め、「。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。」を削り、同号を同条第98号とし、同条第96号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に、「長期優良住宅認定手数料の額」を「第95号又は前号に規定する額」に改め、同号を同条第97号とし、同条第95号の次に次の1号を加える。

(%) 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手数料(次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、 次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額

建築物の区分	長期使用構造等であること	その他の場合
	の確認を行った結果を記載	
	した書面がある場合	

新築をしようとする住宅で戸数が 5 kg	24,800円	99,400円
戸以内の共同住宅等	2 1, 0 0 0 1	00, 100,
新築をしようとする住宅で戸数が5	37,500円	155, 900F
戸を超え10戸以内の共同住宅等	01, 0001	100, 000,
新築をしようとする住宅で戸数が	59,100円	302, 900F
10戸を超え25戸以内の共同住宅	00, 100,	0 0 2, 0 0 0 1
等		
新築をしようとする住宅で戸数が	91,700円	538,400円
25戸を超え50戸以内の共同住宅		
等		
新築をしようとする住宅で戸数が	137,200円	921,800円
50戸を超え100戸以内の共同住		
宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	229,500円	1,701,000円
100戸を超え200戸以内の共同		
住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	289,300円	2, 428, 200円
200戸を超え300戸以内の共同		
住宅等		
新築をしようとする住宅で戸数が	327,800円	2, 973, 400円
300戸を超える共同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で	34,600円	146,400円
戸数が5戸以内の共同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で	53,700円	231,200円
戸数が5戸を超え10戸以内の共同		
住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で	86,100円	451,700円
戸数が10戸を超え25戸以内の共		
同住宅等		
増築又は改築をしようとする住宅で	134,900円	804,900円
戸数が25戸を超え50戸以内の共		

同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で	203,	200円	1,	380,	000円
戸数が50戸を超え100戸以内の					
共同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で	341,	700円	2,	548,	900円
戸数が100戸を超え200戸以内					
の共同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で	431,	300円	3,	639,	600円
戸数が200戸を超え300戸以内					
の共同住宅等					
増築又は改築をしようとする住宅で	489,	000円	4,	457,	400円
戸数が300戸を超える共同住宅等					

第5条第1項第2号ア中「第2条第105号」を「第2条第110号」に改め、同号イ中「第2条第106号」を「第2条第111号」に改め、同号ウ中「第2条第107号」を「第2条第112号」に改め、同号エ中「第2条第129号」を「第2条第134号」に改め、同号オ中「第2条第130号」を「第2条第135号」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和4年2月20日
- (2) 第2条第121号の改正規定(「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69 第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める部分に限る。) 令和 4年4月1日